【技術分類】２－１－２　パチンコルール／遊技手順／内部フロー
【技術名称】２－１－２－１　抽選・当選判定

【技術内容】
パチンコにおける抽選及び当選の判定はメイン基板（４－４－３－１：メイン基板参照）内で行なわれる。抽選タイミングはデジパチタイプでは始動口入賞時、ハネモノタイプでは始動口入賞時、特定領域（V ゾーンなど）への入賞時、権利モノではスルーチャッカー通過時など、遊技機のタイプで異なるが、いずれのタイプでも始動口や特定領域に入賞もしくは入球した時点で抽選・当選判定が行なわれる。
なお、2 種類以上の特賞を搭載している場合には、入賞口によって抽選が行なわれる特賞の種類が異なる機種も存在する。

【図 1】2 種類の特賞と別個の抽選箇所を設けた例

出典：株式会社ニューギンホームページ
関連項目「トップページ＞機種紹介＞2006 年＞ワンダフルポリス※1＞画像データダウンロード＞盤面」
http://www.newgin.co.jp/pub/machine/wonderful_police/pop.html
を元に改変
検索日：2007 年 2 月 10 日

【出典機種】
ＣＲワンダフルポリス※1：株式会社ニューギン

※1「ワンダフルポリス」：株式会社ニューギンの登録商標

【技術分類】２－１－２　パチンコルール／遊技手順／内部フロー
【技術名称】２－１－２－２　演出（抽選結果表示）

【技術内容】
始動口に入賞した際のメイン基板による抽選結果は、特別図柄表示装置（メインデジタル）もしくは普通図柄表示装置（サブデジタル）上で演出として表示される。その際には図柄や音声、ランプ等の制御を行なうサブ基板上（４－４－３－２：サブ基板参照）での結果も交えながら、予告やリーチなどの演出として表示される。
従って、抽選結果が先に決定し、その上で演出が選択されるため、いずれの演出が選択された場合でも、大当たりの判定結果に影響は及ぼさない。
なお、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の「遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則」内の「別表第四　ぱちんこ遊技機に係る技術上の規格」、「へ　特別電動役物、条件装置及び特別図柄表示装置の性能に関する規格」において、「（カ）遊技球が始動口に入賞した時から特別図柄表示装置に図柄の組合せが表示される時までの時間は、あらかじめ定められたものであること。」と定められている。

【図 1】大当たり抽選結果を表示するフロー図の例

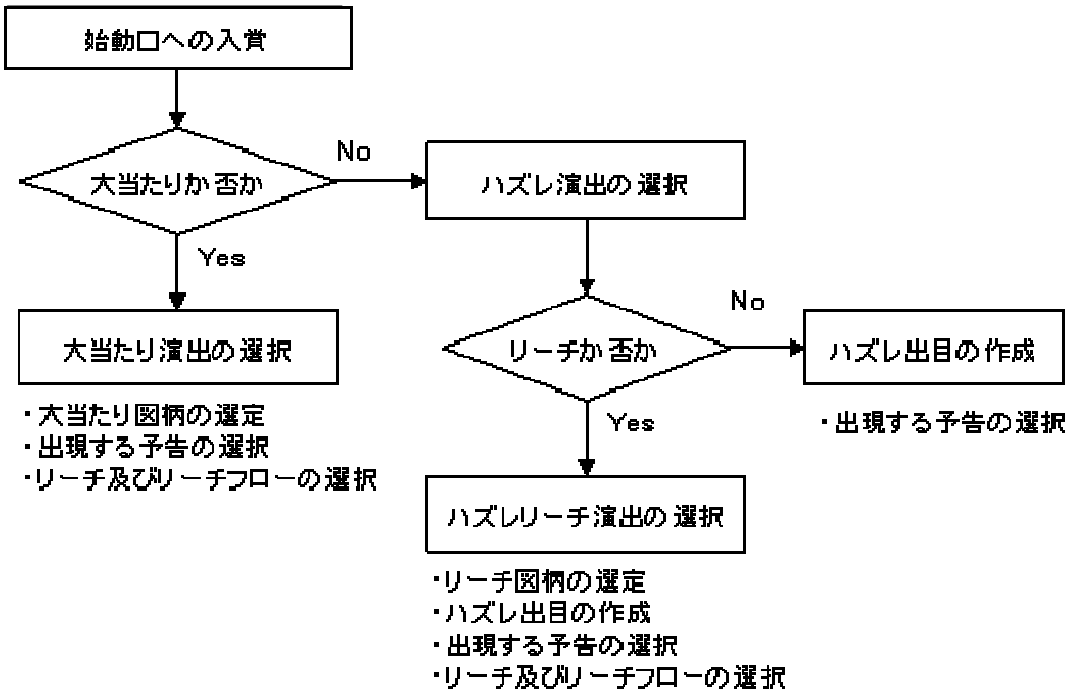

出典：本標準技術集のために作成

【参考資料】
電子政府の総合窓口　法令データ提供システム　遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則項
関連項目「トップページ＞サイトマップ＞法令データ提供システム＞法令索引検索＞遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則」
http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%97%56%8b%5a%8b%40%82%cc%94%46%92%e8%8b%79%82%d1%8c%5e%8e%ae%82%cc%8c%9f%92%e8%93%99%82%c9%8a%d6%82%b7%82%e9%8b%4b%91%a5&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S60F30301000004&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1
検索日：2007 年 1 月 27 日